

障害者基本法附則第3条に係る検討について

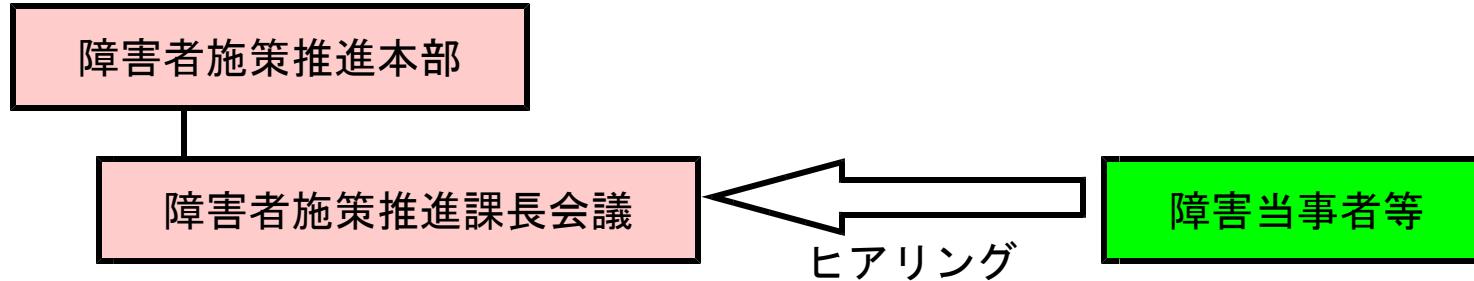
障害者基本法の一部を改正する法律（平成16年法律第80号）

附則（抄）

（検討）

第3条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、障害者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔施行日 平成16年6月4日〕



検討の視点

- 障害者基本法の趣旨及び規定どおり実施されてきたか。特に、障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画に基づく施策は計画どおり実施されてきたか。
- 施策の実施状況を踏まえ、障害者施策にはどのような課題があるか、また、どのような措置が必要となるか。
- 障害者権利条約（仮称）の締結に際して、障害者基本法に関しどのような措置が必要となるか。

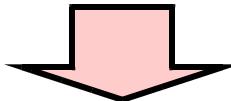


年内を目途に検討結果を取りまとめ

障害者基本法の沿革

昭和 45 年 5 月 21 日

心身障害者対策基本法（昭和 45 年法律第 84 号）制定【議員立法】

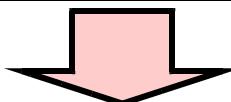


平成 5 年 12 月 3 日

心身障害者対策基本法の一部を改正する法律による改正【議員立法】

（改正内容）

- ・法律の題名変更（心身障害者対策基本法→障害者基本法）
- ・障害者の定義の明確化
- ・障害者の日の設定
- ・障害者基本計画の策定
- ・障害者白書の国会提出 等



平成 16 年 6 月 4 日

障害者基本法の一部を改正する法律による改正【議員立法】

（改正内容）

- ・「差別禁止」理念の明示
- ・障害者週間の設置
- ・都道府県及び市町村の障害者計画の策定義務化
- ・中央障害者施策推進協議会の設置 等